

## さかい保育人材情報ポータルサイト運用・保守等業務（その2）仕様書

### 1 さかい保育人材情報ポータルサイト運用・保守等業務（その2）

#### 2 業務目的

市内の保育施設等における保育人材確保を推進するため、市内の民間保育施設等の施設情報や求人情報を検索できる「さかい保育人材情報ポータルサイト」を運用し、職業紹介・就職あっせんの活性化を図る。また、さかい保育人材情報ポータルサイトや本市保育人材確保施策について、潜在保育士や保育士をめざす学生に向け、WEB広告やSNS広告を発信し、サイトへの流入及び求職登録促進、本市保育人材確保施策の利用促進を図る。

#### 3 履行期間 契約締結日から令和8年3月31日まで

（ただし、契約締結日から令和7年5月31日までは準備期間とし、「6 業務内容」は令和7年6月1日から履行開始とする。）

#### 4 履行場所 堺市役所本庁舎及び本市が許可した場所

#### 5 用語の定義

##### （1）保育施設等

次のアからエのいずれかに該当する施設をいう。

ア 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に規定する「保育所」及び「幼保連携型認定こども園」

イ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する「認定こども園」

ウ 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する「幼稚園」のうち、教育時間の終了後等に行う教育活動（預かり保育）を常時実施している施設又はイに定める「認定こども園」への移行を予定している施設

エ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第9項、第10項及び第12項に規定する「家庭的保育事業」、「小規模保育事業」及び「事業所内保育事業」を実施する施設

##### （2）保育士等

保育士、保育教諭、幼稚園教諭、保育補助者、看護師、栄養士等、保育現場で必要とする人材

##### （3）養成施設

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第18条の6に基づき都道府県知事の指定する保育士を養成する学校その他施設

#### 6 業務内容

##### 6.1 さかい保育人材情報ポータルサイトの運用・保守等

本市の就職支援施策の紹介や市内民間保育施設等の施設情報・求人情報を一元化して発信するポータルサイトを運営することにより、保育現場で働くことの魅力を伝え、潜在保育士等の掘り起こし

を行う。

## (1) システムの概要

### ① サイト構成

- ・トップページ
- ・求職者情報を登録するページ
- ・求人者情報を登録するページ
- ・求人者情報を検索・閲覧するページ（地図検索・条件検索）
- ・登録求職者のマイページ
- ・登録求人者のマイページ
- ・管理者（堺市）のページ

### ② 総ページ数

約 1 1 0 ページ

### ③ 総データ容量

約 1, 100MB

## (2) 業務内容

### ① さかい保育人材情報ポータルサイト (<https://www.sakai-hoiku.jp/>) の運用・保守

#### ア システム監視・障害対応

- (a) 本システムの稼働に必要なサービスの監視を行うこと。(24時間365日)
- (b) システムへの不正侵入、システム停止や障害の発生を予防するとともに、それらが生じた際の影響を最小限に食い止めるため、万全の対策を講じること。
- (c) サーバーへの不正アクセス等により、改ざんや消失、毀損が生じた場合や、システム障害が発生した場合は、原因を解明し、リモートアクセス等により速やかに復旧対応を行うとともに、影響範囲、障害箇所及び障害の現状を簡潔かつ速やかに本市に報告すること。リモートアクセスについては、SSH（セキュアシェル）を用いてサーバーにアクセスすること。

#### イ セキュリティ対策

- (a) セキュリティパッケージのアップデート、ウィルス対策、セキュリティパッチ適用等、万全のセキュリティ対策を講じること。
- (b) データの送受信については、SSLによる暗号化通信を行うこと。
- (c) 独立行政法人 情報処理推進機構の「安全なウェブサイトの作り方（改訂第7版）」に準拠した対策を講じること。

#### ウ サーバーの設置

- (a) サーバーは日本国内に設置すること。（レンタルサーバー可）
- (b) インターネット接続については、ファイアウォール環境で https のみ許可していること。
- (c) AP/DB サーバーは、インターネット公開セグメントとファイアウォールで分離されたセグメントに設置すること。
- (d) 管理者ページへのアクセスは、接続元 IP による接続制限を行うこと。

#### エ バックアップと復元

1日1回、システム及び登録内容のバックアップを取得し、過去1か月分は保管すること。障害が発生した場合に、最新の状態に復元できること。

オ 管理ユーザーアカウント

管理ユーザーアカウントは、作業者ごとに発行すること。(5名程度)

カ アクセスログの取得

(a) サーバーのアクセスログを取得すること。

(b) アクセスログは契約期間中保管し、当該期間内のアクセスログの状況を毎月20日までに本市へ報告すること。

キ 動作環境のバージョンアップへの対応

システムは常に最新のバージョンへのアップデートに対応すること。

ク ドメインの管理

ドメイン (sakai-hoiku.jp) を移管し、適切に管理すること。

ケ SEO対策

Google 等の検索エンジンにおいて上位に表示されるように対策を講じること。

コ 対応ブラウザ

次のブラウザでレイアウトを含めてコンテンツが正確に表示され、各種システムの機能が快適に利用できること。基本的には各ブラウザの最新バージョンをターゲットとするが、利用状況等を考慮し、必要と思われる場合は旧バージョンでの閲覧にも適宜対応すること。なお、端末は PC (Windows, MacOS)、スマートデバイス (Android, iOS) に対応すること。

- ・Microsoft Internet Explorer
- ・Microsoft Edge
- ・Google Chrome
- ・Mozilla Firefox
- ・Apple Safari
- ・Apple Mobile Safari
- ・Android Browser

サ 管理者 (堺市) のページの動作環境

既存の市内 LAN クライアントパソコンから、仮想化されたデスクトップ環境 (仮想パソコン) を通じて管理画面の操作が出来ること。市内 LAN クライアントパソコンの利用要件等については、別紙「市内 LAN 利用要件」のとおり。

※本市では、市内 LAN セグメントとインターネットアクセス用のセグメントを分断しており、インターネットアクセス用のセグメントにデスクトップ仮想化基盤を構築し、仮想パソコンからインターネットアクセスを実現している。

シ 運用・保守に係る必要なハードウェア・ソフトウェア (テストで使用するモバイル端末を含む) については、すべて受注者にて用意すること。

ス 既存の管理マニュアル・操作マニュアルを確認の上、必要に応じて適宜、加筆修正を行うこと。

セ 問合せ対応等

(a) 本業務についての窓口は一本化し、平日の午前9時00分から午後5時30分の間は、本市及びサイト利用者の問合せに迅速に対応すること。時間外の問合せについても、可能な限り迅速に対応すること。(昨年度問合せ件数 約50件)

(b) 緊急時に24時間365日連絡が取れる専用電話窓口等を設置すること。

(c) 必要な知識、技能を持った従事者をもって業務にあたらせ、適切かつ円滑な業務遂行のため、必要な体制を構築すること。

② その他

ア 本業務の履行期間の開始時において、受注者が現行受注者と異なる場合、本業務開始日までに本市が継続して本業務を遂行できるよう必要な措置を講じるため、受注者は業務引継ぎに伴うシステム移行等に必要となる構成要素（ページやコンテンツ等）を現行受注者より円滑に受領できるようにし、実際に表示されるページと元のソースを十分に確認し、その仕組みや表示に支障が出ないようにすること。

また、本業務の履行期間の満了、全部もしくは一部の解除、またはその他契約の終了事由の如何を問わず、本業務が終了となる場合には、本市の指示のもと、受注者は本業務終了日までに本市が継続して本業務を遂行できるよう必要な措置を講じるため、業務引き継ぎに伴うシステム移行等に必要となる構成要素（ページやコンテンツ等）を円滑に提供できるようにすること。なお、移行用のページやコンテンツ等の提供に係る費用は本契約に含まれるものとし、新たな費用は発生しないものとして取り扱うこと。

イ コンテンツの作成・変更、システムの改修等については、本市と協議の上、必要に応じて対応すること。

ウ コンテンツの作成・変更、システムの改修等にあたっては、日本産業規格（JIS X 8341-3）及び総務省作成の「みんなの公共サイト運用ガイドライン（2024年版）」を参考にアクセシビリティに配慮すること。また、全ページでデザインと操作に統一した一貫性を持たせること。

エ 本業務の実施にあたっては、利用者の人権を尊重・配慮するとともに、「固定化された男女の役割にとらわれることなく、すべての人が性別に関わりなく個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の推進」という視点を持って取り組むこと。

オ 本業務の遂行にあたっては次に掲げる法令をはじめ、各種法令及び本市の条例、規則、堺市情報セキュリティポリシー等を遵守すること。

(a) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）

(b) 堺市情報セキュリティ基本規程

(c) 堺市情報セキュリティ対策基準要綱

カ 本業務の遂行上、知り得た秘密を他に漏らしてはならない。この項については、契約期間の終了又は解除後も同様とする。また、機密や個人情報を含む成果物を本市の許可なく第三者に閲覧、複写、貸与又は譲渡してはならない。

キ 本市が提供した資料及び電子データ（以下「データ等」という。）は、本業務を実施する目的のためだけに用いることとし、本市の許可なく複写又は複製してはならない。また、業務終了後はデータ等を本市に返却又は消去しなければならない。なお、データ等を消去した場合は、消去したことを証明する書類を本市に提出すること。

ク データ等は、管理簿等による適切な管理を行なうとともに、重要なファイルについては、二重化等を行い事故に備えた安全対策を講じること。また、磁気媒体等の使用及び提供に関し、制限又は禁止の措置を講じること。

ケ データ等の受渡し記録の他、受注者内部での受け渡し及び削除の事実、方法等管理内容につい

て、すべての複写データを含めて記録を残し、業務終了後はその記録を本市に報告すること。  
 コ データ等は、施錠できる保管庫等に保管すること。特に、重要なファイルについては、耐火金庫  
 を設置する等の安全対策が講じられていること。機械室、データ保管室、作業室等においては、入  
 退室の規制、監視及び入退室の記録の措置が講じられていること。

## 6. 2 堺市保育士確保施策WEB広告掲載等

さかい保育人材情報ポータルサイトや本市保育人材確保施策について、WEBによる広告を活用  
 し効果的に発信することで、サイトへの流入及び求職登録促進、あわせて本市保育人材確保施策の利  
 用促進を図る。

### (1) 業務内容

潜在保育士や保育士をめざす学生を対象にWEB広告やSNS広告を発信し、「さかい保育人材情  
 報ポータルサイト」のトップページに誘導する。

#### ① 静止画（バナー）の作成

リスティング広告、ディスプレイ広告及びSNS広告で使用する静止画（バナー）を、内容につい  
 て本市と協議の上、作成すること。（広告手法ごとに1種類以上）

#### ② 広告の掲出

①で作成した静止画（バナー）を使用し、下記のとおり広告を掲出すること。

手法	内容	目標数 (アクティブユーザー数)
<ul style="list-style-type: none"> <li>・リスティング広告</li> <li>・ディスプレイ広告</li> <li>・SNS 広告</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・画像、テキストによる広告</li> <li>・指定エリアは大阪府内全域とする。</li> <li>・年齢は20～50代とする。</li> <li>・対象デバイスは、パソコン、スマー トフォン及びタブレットとする。</li> </ul>	月 4,000 人程度

#### ③ 広告掲載期間

令和7年6月20日から令和8年3月31日まで

#### ④ 実施計画書の作成・提出

受注者は実施計画書を令和7年6月10日までに本市に提出し、協議の上、承認を得ること。

#### ⑤ 実施報告書

広告掲載期間中、掲載実績や効果測定について分析した報告書を作成し、PDF データを本市へ提  
 出すること。（1か月に1回）また、当該分析結果を踏まえ、適宜改善提案を行うとともに、広告に  
 反映させること。

### (2) 留意事項

・受注者は広告制作及び掲出に必要な手続き・契約・調整及び作業を行い、掲載に要する費用を負担  
 すること。

・本業務を実施するにあたり必要な配信管理やデータ調整などは受注者が行うこと。

## 7 著作権等

- (1) 本業務の成果品については、その著作権を含め全て本市に無償で譲渡するものとする。また、受注者は、成果品を発注者の許可なく他に利用、公表又は貸与してはならない。
- (2) 契約終了後は、履行期間内に取得した個人情報を含め全て本市へ提供すること。また、形式は別途協議するものとする。
- (3) 履行期間内に取得したデータについてはサーバーから全て削除し、令和8年4月31日までに削除証明を提出すること。

#### 8 入札参加除外者を再委託先等とするものの禁止

- (1) 受注者は、堺市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外を受けた者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当する者を、再委託先並びに受注者及び再委託先の資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方（以下「再委託先等」という。）としてはならない。
- (2) これらの事実が確認された場合、本市は受注者に対し、当該再委託先等との再委託契約等の解除を求めることができる。

#### 9 再委託契約等の締結について

受注者は、再委託先等との再委託契約等の締結にあたっては、契約締結時には本市の契約約款に準じた暴力団排除条項を加えることとする。

#### 10 誓約書の提出について

- (1) 受注者は、堺市暴力団排除条例第8条第2項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出しなければならない。ただし契約書の作成を省略する契約の場合、もしくは受注者が国若しくは地方公共団体その他公共団体又は本市の外郭団体である場合はこの限りでない。
- (2) 受注者は、再委託先等がある場合には、これらの者から堺市暴力団排除条例第8条第2項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を徴して、本市へ提出しなければならない。
- (3) 受注者及び再委託先等が当該誓約書を提出しない場合は、入札参加停止を行うものとする。

#### 11 不当介入に対する措置

- (1) 受注者は、この契約の履行にあたり、暴力団員又は暴力団密接関係者から、暴力団を利することとなるような社会通念上不当な要求又は契約の適正な履行を妨げる行為（以下「不当介入」という。）を受けたときは、直ちに本市に報告し、警察に届け出なければならない。
- (2) 受注者は、再委託先等が暴力団員又は暴力団密接関係者から不当介入を受けたときは、直ちに本市に報告し、当該再委託先等に対して、警察に届け出るよう指導しなければならない。
- (3) 本市は、受注者が本市に対し、(1)及び(2)に定める報告をしなかったときは、堺市暴力団排除条例に基づく公表及び入札参加停止を行うことができる。
- (4) 本市は、受注者又は再委託先等が不当介入を受けたことによりこの契約の履行について遅延等が発生するおそれがあると認めるときは、受注者が(1)に定める報告及び届け出又は(2)に定める報告及び指導を行った場合に限り、必要に応じて履行期間の延長等の措置をとるものとする。

#### 12 その他

この仕様書に定めのない事項については、本市及び受注者双方協議して定めるものとする。